掛川市訓令甲第２号

掛川市定年退職者の再雇用のための非常勤職員の採用等に関する規程を次のように定める。

平成26年10月31日

掛川市長　松　井　三　郎

掛川市定年退職者の再雇用のための非常勤職員の採用等に関する規程

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　採用（第３条―第９条）
第３章　勤務時間等（第10条―第12条）
第４章　賃金等（第13条―第21条）
第５章　福利厚生（第22条―第24条）
第６章　雑則（第25条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、定年退職者のうち一般職の非常勤職員として再雇用する者（以下「再雇用職員」という。）の採用、勤務時間、休暇、賃金、服務、福利厚生その他勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 非常勤職員　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第17条第１項の規定により雇用期間を１年以内として採用される者で、掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）第２条各号に規定する一般職の職員（以下「一般職常勤職員」という。）の１週間当たりの勤務時間に比べ、勤務時間が相当程度短いものをいう。

(2) 定年退職者　地公法第28条の２第１項の規定により退職した者をいう。

第２章　採用

（雇用の範囲）

第３条　任命権者は、専門的な知識及び経験を要する職務について、高度な遂行能力を有する職員を確保する必要がある場合において再雇用職員を採用することができる。

（再雇用の意向調査）

第４条　任命権者は、年度末に定年退職となる予定の者（以下「定年退職予定者」という。)に対し、再雇用に関する意向調査を実施するものとする。

２　定年退職予定者は、再雇用意向調査書（様式第１号）を任命権者に提出しなければならない。

（掛川市再雇用選考委員会）

第５条　再雇用に係る選考を適正に行うため、掛川市再雇用選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、前条第２項の規定による調査書に基づき、再雇用の選考を行うものとする。

３　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

４　委員長は副市長を、委員は総務部長及び行政課長をもって充てる。

５　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

６　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

７　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

８　委員が再雇用を希望する者であるときは、委員長が別に指名する者をもって委員とすることができる。

９　委員会の庶務は、総務部行政課において処理する。

（選考及び結果）

第６条　任命権者は、第４条第２項の規定による調査書の提出を受けたときは、委員会の審査に付し、雇用を決定したときは、再雇用通知書（様式第２号）により雇用の決定をした者（以下「被雇用者」という。)に通知するものとする。

２　被雇用者は、前項の通知があったときは、再雇用承諾書（様式第３号）を人事担当課を経由して任命権者に提出しなければならない。

（雇用期間）

第７条　再雇用職員の雇用期間は、４月１日から翌年の３月31日までの１年間以内とする。

（継続雇用）

第８条　任命権者は、再雇用職員の雇用期間の満了の際、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、当該再雇用職員を継続雇用することができる。ただし、年齢が満65歳に達した者については、この限りでない。

（免職）

第９条　任命権者は、雇用期間の中途において、事務若しくは事業の運営上雇用を継続する必要がなくなった場合、又は当該再雇用職員から退職の申出があった場合は、免職することができる。

２　任命権者は、当該再雇用職員が地公法第28条第１項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合は、免職することができる。

３　任命権者は、前２項の規定により再雇用職員を免職する場合（第１項の規定により当該再雇用職員から退職の申出があった場合を除く。）で、かつ、雇用期間が残っている場合には、免職しようとする日の30日前までに、その旨を当該再雇用職員に通知しなければならない。ただし、免職する事由が当該再雇用職員の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第３章　勤務時間等

（勤務時間）

第10条　再雇用職員の勤務時間は、一般職常勤職員の勤務時間を超えない範囲内において、職の性質に応じ、任命権者が別に定める。

２　任命権者は、原則として、再雇用職員に時間外勤務を命じてはならない。

３　任命権者は、やむを得ない理由により、再雇用職員に対して勤務を要さない日に勤務を命ずる場合には、当該再雇用職員の勤務条件に応じて、掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年掛川市規則第19号）第３条の規定に準じて所定の振替を行うものとする。

（年次有給休暇）

第11条　任命権者は、再雇用職員に対し、年次有給休暇を付与するものとし、その基準については、別表第１で定める。

２　年次有給休暇の取得期間は、４月１日から翌年の３月31日までとし、継続雇用の場合における前年度の残日数については、前年度の付与日数の範囲内において、これを繰り越すものとする。ただし、繰り越すべき年次有給休暇の残日数に１日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。

３　年次有給休暇の単位は、１日とする。ただし、再雇用職員の請求により、１時間を単位とすることができる。

４　再雇用職員は、年次有給休暇の計画的な取得に努めなければならない。

５　任命権者は、年次有給休暇を再雇用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（特別休暇）

第12条　任命権者は、再雇用職員に対し、特別休暇を付与することができる。

２　特別休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

３　有給の特別休暇は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に付与するものとし、当該休暇に係る期間については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合　必要と認める期間

(2) 選挙権その他公民としての権利の行使をする場合　必要と認める期間

(3) 忌引　別表第２に定める期間の範囲内において必要と認める連続する期間

(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等（以下「災害等」という。）により出勤することが著しく困難であると認められる場合　災害等により勤務場所に赴くことが著しく困難であると認められる状態となった日（勤務中若しくは勤務が終了した後その日に当該状態となった場合（当該状態となった後その日に出勤することを要しない場合に限る。）又は勤務時間が定められていない日若しくは全日にわたり法令の規定に基づき職務に専念する義務が免除されている日に当該状態となった場合にあっては、当該状態となった日の翌日）から連続する３日の範囲内の期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認める期間

(6) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年の６月から９月までの期間内において必要と認められる３日以内の期間

４　無給の特別休暇は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に付与するものとし、当該休暇に係る期間については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 再雇用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(2) 前号に掲げるもののほか、任命権者が認める場合　当該職員が請求した期間

第４章　賃金等

（賃金等の支給）

第13条　任命権者は、再雇用職員に賃金、割増賃金、通勤費及び一時金（以下「賃金等」という。）を支給するものとする。

（賃金）

第14条　賃金は、時間給及び月給とする。

２　賃金の額は、別表第３で定める。ただし、同表に定める金額により難いものについては、任命権者が別に定める。

（割増賃金）

第15条　第10条第２項の規定にかかわらず、再雇用職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合又は午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した場合は、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第17条に規定する勤務時間単価に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合にあっては、第１号から第４号までに掲げる割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を割増賃金として支給する。

(1) 勤務日における超過勤務を含む勤務時間が週38時間45分以内の場合　100分の100

(2) 勤務日における超過勤務を含む勤務時間が週38時間45分を超える場合　100分の125

(3) 勤務を要しない日に勤務を命ぜられ、第10条第３項に規定する振替を行った場合（当該再雇用職員について、あらかじめ割り振られた１週間の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合に限る。）　100分の25（振替後の残時間がある場合は、当該残時間に対し100分の125）

(4) 勤務を要しない日に勤務を命ぜられ、第10条第３項に規定する振替が困難であるとあらかじめ任命権者が認めた場合　100分の135

（賃金の減額）

第16条　再雇用職員が勤務しないときは、第11条の規定により年次有給休暇を取得した場合、第12条第３項の規定により特別休暇を取得した場合又は第23条に規定する場合を除き、勤務しない時間に勤務時間単価を乗じて得た額を減額する。

（勤務時間単価）

第17条　前２条の勤務時間単価は、次に掲げる再雇用職員の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 時給職員（賃金の支給を時間給により受ける再雇用職員をいう。以下同じ。）　別表第３で規定する時間給

(2) 月給職員（賃金の支給を月給により受ける再雇用職員をいう。以下同じ。）のうち、前条の規

定による賃金の減額を受ける者　賃金月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(3) 前号に掲げる者以外の月給職員　賃金月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから１日当たりの勤務時間に20を乗じたものを減じたもので除して得た額

（通勤費）

第18条　通勤費は、通勤のため交通機関を利用し、又は自動車その他交通用具を使用して通勤する者に対し、一般職常勤職員の例により支給する。

（一時金）

第19条　一時金は、６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）に在職する再雇用職員に対し、６月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、直近の金曜日（金曜日が休日に当たる場合は、直近の休日でない日）とする。）に支給するものとする。

２　前項の規定により支給する一時金の額、支給割合等については、別表第４で定める。

（賃金等の支給方法）

第20条　時給職員に係る賃金等（一時金を除く。）は、前月の16日からその月の15日までを計算期間として、その月の末日（当該末日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、当該末日前における直近の休日、土曜日又は日曜日でない日）に支給する。

２　月給職員に係る賃金等（一時金を除く。）は、その月の初日から末日までを計算期間として、その月の末日（当該末日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、当該末日前における直近の休日、土曜日又は日曜日でない日。以下この項において同じ。）に支給する。ただし、割増賃金の計算期間については、前月の16日からその月の15日までを計算期間として、その月の末日に支給する。

３　月給職員が月の途中で退職した場合の当該月における賃金等の額は、当該月に勤務した日数を勤務すべき日数で除して得た数を賃金等の月額に乗じて得た額とする。

４　賃金等は、口座振替の方法により支給することができる。

（旅費）

第21条　再雇用職員が公務のため旅行した場合に支給する旅費については、掛川市職員等の旅費に関する条例（平成17年掛川市条例第39号）の規定を準用し、支給する旅費の額は、同条例別表第１に掲げる２級の者に支給する額に相当する額とする。

第５章　福利厚生

（社会保険料等の支払）

第22条　任命権者は、再雇用職員を雇用する場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「健康保険等」という。）のほか、必要に応じて労働者災害補償保険に加入しなければならない。

２　再雇用職員が支払うべき健康保険等に係る保険料は、再雇用職員の賃金の支払いの際に控除する。

（公務上の災害）

第23条　再雇用職員（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の適用を受ける再雇用職員に限る。）は、公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、速やかに労災保険法の規定に基づく認定のための手続を行い、当該認定の結果を遅滞なく任命権者に届け出なければならない。

（互助会への加入）

第24条　再雇用職員は、掛川市職員互助会へ加入する。

第６章　雑則

（雑則）

第25条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓令甲は、平成26年11月１日から施行する。

別表第１（第11条関係）

再雇用職員の年次有給休暇の基準

勤務日数 勤続期間	５日	４日	３日	２日	１日
１年未満	10日	７日	５日	３日	１日
１年以上	11日	８日	６日	４日	２日
２年以上	12日	９日	６日	４日	２日
３年以上	14日	10日	８日	５日	２日
４年以上	16日	12日	９日	６日	３日
５年以上	18日	13日	10日	６日	３日
６年以上	20日	15日	11日	７日	３日

備考

１　勤務日数は、１週間当たりの勤務日数とする。

２　年度途中から雇用された再雇用職員に係る年次有給休暇の付与日数は、この表に定める年次有給休暇の付与日数に、当該勤続期間における勤務日数を年間の勤務日数で除して得た数を乗じて得た日数（その数に１日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）とする。ただし、雇用期間が６月以上の者は、この限りでない。

別表第２（第12条関係）

親　族　の　区　分		期　間
配偶者		10日
血族	父母	７日
	子	５日
	祖父母	３日
	孫	１日
	兄弟姉妹	３日
	伯叔父母	１日
姻族	父母の配偶者又は配偶者の父母	３日
	子の配偶者又は配偶者の子	１日
	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	１日
	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	１日
	伯叔父母の配偶者	１日

別表第３（第14条、第17条関係）

職　　種		月　　給	時 間 給
一般事務		142,800円	890円
給食員		159,700円	990円
幼児教育指導主事		200,000円	1,250円
幼児教育士	３歳児から５歳児までの学級担任	182,600円	1,110円
	上記以外の者	178,600円	1,110円
業務員		188,300円	1,170円

備考　賃金の額を決定する場合において、当該賃金の額を適用すべき職員の勤務成績が良好でないときは、当該賃金の額を適用するために必要な勤続期間を経過していないものとみなす。

様式第１号（第４条関係）

再　雇　用　意　向　調　査　書

年　　月　　日

任命権者　様

職　名
氏　名　　㊞

<table>
<tr><td colspan="2">所　　属</td><td></td><td>生 年 月 日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">再雇用希望の有無</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td rowspan="8">再雇用を希望する場合のみ記入</td><td>再雇用を希望する理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>希 望 職 種</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">資 格 免 許</td><td colspan="3">（　　年　　月取得）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（　　年　　月取得）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（　　年　　月取得）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（　　年　　月取得）</td></tr>
<tr><td>健康状態及び既往症</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>特 記 事 項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第２号（第６条関係）

再　雇　用　通　知　書

年　　月　　日

様

任命権者　氏　　名　印

あなたを次の条件により再雇用することに決定したので、通知します。

雇用期間	年　月　日から　年　月　日まで
勤務場所	
勤務内容	
勤務時間	(1)　曜日から　曜日まで（　時　分から　時　分まで） （うち休憩時間　分） (2)　曜日　（　時　分から　時　分まで） （うち休憩時間　分） (3) その他
勤務を要しない日	
時間外勤務	時間外又は勤務を要しない日等における勤務　有・無
休暇	(1) 年次有給休暇　有（　日間）・無 (2) 特別休暇　有（種類及び日数は規定による）・無
賃金等	(1) 基本賃金　時間給・月給　円 (2) 一時金　有（６月最高　日・月分 12月最高　日・月分）・無 (3) 割増賃金　有（週38時間45分を超える時間外勤務等に対して常勤の職員の例により支給） (4) 通勤費　有（常勤の職員の例による）・無 (5) 退職手当　無 (6) 昇給　無 (7) その他　（　）
社会保険等	(1) 健康保険：有・無　(2) 厚生年金：有・無 (3) 雇用保険：有・無　(4) 労災保険：有・無 (5) 職員互助会加入：有・無
その他	この通知書に記載のない事項については、掛川市定年退職者の再雇用のための非常勤職員の採用等に関する規程規程による。

様式第３号（第６条関係）

再　雇　用　承　諾　書

任命権者　様

再雇用期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
勤務場所	
勤務内容	
勤務時間	(1)　曜日から　　曜日まで（　　時　　分から　　時　　分まで） （うち休憩時間　　分） (2)　曜日　　（　　時　　分から　　時　　分まで） （うち休憩時間　　分） (3) その他
勤務を要しない日	
時間外勤務	時間外又は勤務を要しない日等における勤務　　有 ・ 無
休暇	(1) 年次有給休暇　　有（　　日間）・ 無 (2) 特別休暇　　有（種類及び日数は規定による）・ 無
賃金等	(1) 基本賃金　　時間給・月給　　円 (2) 一時金　　有（６月最高　　日・月分 12月最高　　日・月分）・ 無 (3) 割増賃金　　有（週38時間45分を超える時間外勤務等に対して常勤の職員の例により支給） (4) 通勤費　　有（常勤の職員の例による）・ 無 (5) 退職手当　　無 (6) 昇給　　無 (7) その他　　（　　）
社会保険等	(1) 健康保険：有 ・ 無　　(2) 厚生年金：有 ・ 無 (3) 雇用保険：有 ・ 無　　(4) 労災保険：有 ・ 無 (5) 職員互助会加入：有 ・ 無
その他	上記に記載のない事項については、掛川市定年退職者の再雇用のための非常勤職員の採用等に関する規程による。

上記の条件で勤務することを承諾します。

年　　月　　日

所属・職

氏　　名　　㊞